

学校生活について

1 生活指導の重点目標

- (1) 基本的な生活習慣
 - ア 学校生活の基本を身につける
(校内生活時間の厳守・服装規定の厳守・届出や連絡の励行・所持品の適正)
 - イ 良識ある行動力や判断力を身につける
(あいさつ・答礼の励行、与えられた仕事の責任遂行・集団生活の理解・自己の高揚、公共物の保存と愛護)
- (2) 交通安全を心がける
安全意識を高め、事故防止に努める(交通ルールの遵守と生命の尊重)
- (3) 山高を創る
山北高校生としての自覚、伝統を生かした校風作り等、積極的な生徒参加による「山高」創りをめざす

2 具体的な指導事項

- (1) みだしなみ指導(毎月1回、全校生徒対象、その後登校時に校門での指導)
- (2) 欠席、遅刻、早退の防止
- (3) 校内生活の規律の確立(校内巡回指導、生活目標設定等)
- (4) 行動の自覚(あいさつ励行、集会、登下校のマナー等)
- (5) 交通安全(交通安全講和、運転免許取得の届出)

3 学校での生活

- (1) 事前にわかっている欠席・遅刻・早退等は、保護者が担任に届け出ること。当日欠席の電話による連絡は8時から8時20分までをお願いします。なお、無断早退や事前に届出・連絡のない欠席は学校から家庭に電話確認をします。
- (2) 遅刻した場合は、職員室入口にある所定の用紙に記入して、職員室の学年の職員に押印してもらい、授業担当者に渡します。早退する場合も所定の用紙に記入、職員の押印後に下校し、帰宅後、保護者にも押印してもらいます。この用紙は、次の登校日に担任に渡します。
- (3) 8時30分までに登校し、教室に入ります。下校時刻は原則として一般下校16時30分、部活動等の下校は19時00分です。
- (4) 登校後は特別の場合以外は外出禁止です。外出する場合は担任に外出届を提出し、許可をもらいます。
- (5) 昼食時に売店でパン・弁当類の予約販売(3校時終了後の休み時間)がありますが、できるだけ弁当を持参することをおすすめします。※商品や販売形態など変更が生じる場合があります。
- (6) 校内に飲物の自動販売機があります。朝・昼休み・放課後等に利用できます。
- (7) 校内でガムを口にすることは禁止します。(持ち込みも不可)
- (8) 教科書や持物には盗難防止のために必ず記名します。また、教科書、体育着、道具(美術・音楽)等すべてを持ち帰ることが望ましいです。
- (9) 貴重品や大金を持参しないようにし、やむを得ず持ってくる場合は自分でしっかり管理するか、朝担任に預けてください。なお、体育や移動教室で教室を空ける場合は、各HRに貴重品袋(男・女)が用意してあるので利用してください。また、ホームルーム教室に個人ロッカーがあるので、鍵をかけて利用してください。体育の更衣は、女子は更衣室で、男子は教室で行うようにしてください。
- (10) 部室(クラブハウス)は使用規定に従い使用すること。
- (11) 施設・備品等は丁寧に扱い、破損しないこと。破損した場合は弁済していただきます。

4 登下校

- (1) 登下校の際の飲食は、マナーとして慎むようにしてください。
- (2) 電車通学者は、乗車態度・乗車方法(JR御殿場線は一部がワンマンカーです)に注意し、特に朝のJR松田駅からの電車は本校生徒で混雑するので、敏速に行動し他の乗客の迷惑にならないように注意してください。また、東山北駅は無人駅なので、専用出口で磁気定期券はJR係員に明示し、IC定期券はIC改札機に必ずタッチしてください。
- (3) 自転車通学者は、自転車通学届を提出し、自転車にステッカーを貼付しなければなりません。
- (4) オートバイ・乗用車による通学(同乗や制服等での乗車)は厳禁です。〔保護者による送迎を除きます〕※制服等での乗車については学校ジャージや部活動のジャージで乗車した場合も含まれます。
- (5) 車での送迎は、必ず校地内で行ってください。ただし、校内での走行は最徐行で行ってください。道路上での乗降は厳禁です。

5 学校での生活

校外にいても山北高校生であることに変わりありません。しっかりとした自覚を持って、山北高校生として良識ある行動をとってください。

- (1) 人間関係に注意し、不良交友関係を作らないよう注意してください。深夜外出（午後 11 時から午前 4 時までの間）は指導の対象となります。
- (2) 学校の許可のないカンパ行為は理由を問わず禁止です。これらを強要された場合は必ず届け出てください。
- (3) 高校生の間で多い非行は喫煙、窃盗（万引）です。乱れた生徒、急に服装が変わった生徒に多く見られる傾向のようです。大麻、覚せい剤等の薬物の使用は絶対にいけません。
- (4) 暴走族に加入したり、暴走まがいの行動をとったりするようなことは絶対にしてはいけません。

6 服装規定

・服装は高校生らしく端正にし、服装マナーを守りましょう。また、化粧・装飾等もしないように注意しましょう。

〈A タイプ〉

- (1) 上着・スラックス・長袖ワイシャツ・ポロシャツ・ネクタイを学校指定とします。登下校には、学校指定の服装を着用してください。
- (2) 夏服は、学校指定のスラックスと Y シャツ及びポロシャツを着用してください。
- (3) 冬服は、学校指定の上着、スラックス、ワイシャツ、ネクタイを着用してください。

〈B タイプ〉

- (1) 上着・スカート・スラックス・長袖ブラウス・ポロシャツ・リボン・ネクタイを学校指定とする。登下校には学校指定の制服を着用してください。
- (2) 夏服は、学校指定のスカート、スラックス、Y シャツ及びポロシャツを着用してください。
- (3) 冬服は、学校指定の上着、スカート、スラックス、ブラウス、リボンまたはネクタイを着用してください。

※スカートの改造（スカートを指定の長さから裁断して短くする等）は禁止します。
スカートを改造した場合は指導の対象となります。

〈共通〉

- (1) 冬服は 10 月 1 日～5 月 31 日、夏服は 6 月 1 日～9 月 30 日の期間で着用する。ただし、移行期間（夏服は 6 月 1 日、冬服は 10 月 1 日を基準に原則として前後 15 日間程度）
- (2) セーター類（セーター、カーディガン）は中間着（上着の下に着用）として V ネックのものに限り着用を認める。胸のワンポイント以外無地であるものを選び、色は黒・紺・茶・白・ベージュ・グレーのものを着用してください。
- (3) コート類は胸のワンポイント以外無地であるものを選び、色は黒・紺・グレーのものを着用してください。トレーナー、パーカー、フリース、スタジャンの着用は禁止します。
- (4) 靴は黒及び茶系統の革靴またはスポーツシューズとします。
- (5) 上履き及び体育館履きは、学校指定のものを用いてください。
- (6) 頭髪を、パーマメント・染色・脱色など、進路活動をする際にふさわしくない髪形にすることは禁止です。
- (7) 化粧・装飾品等は禁止です。
- (8) やむを得ない事由により異装する場合は、所定の用紙で届け出を行うようにしてください。
- (9) カバンは、教科書類が入る大きさで高校生としてふさわしいものを用いてください。

7 その他

- (1) 学校の規則に違反した場合や反社会的行為等（指導無視、暴言、暴力行為、いじめ、窃盗（万引）、飲酒、喫煙、薬物の乱用、暴走行為、無免許運転、オートバイ等での通学（制服でのバイク乗車も含む）、カンニング、カンパ、不適切な SNS の利用等）があった場合には、特別指導をうけることになります。高校生としての節度・良識をわきまえて行動してください。
- (2) その他、不明な点は学級担任に聞いて正しく理解してください。

（「新入生のしおり」より抜粋）